

寄附の優遇税制について

地方公共団体に対して2千円を超える寄附をした場合、その2千円を超える部分が、『その年分の所得税』と『翌年度分の個人住民税』の寄附金控除の対象となります。
ただし、控除には一定の制限があります。

ふるさと納税による減税のイメージ

例：Aさん(夫婦+子ども2人 ※1 年収700万円、住民税の所得割額30万円、所得税率10%)
がふるさと納税制度を活用して寄附した場合。

◎10万円寄附した場合

控除額の内訳	控 除 額	
所得税	$(10\text{万円}-2\text{千円}) \times 10\%$	= 9,800円 ①
住民税(基本控除)	$(10\text{万円}-2\text{千円}) \times \text{定率}1\text{割}$	= 9,800円 ②
住民税(特別控除) ※2	(A)： $(10\text{万円}-2\text{千円}) \times (90\%- \text{所得税率}(10\%))$	= 78,400円
	(B)：30万円 \times 定率2割	= 60,000円 ③
上記の控除額計(①+②+③) 79,600円が減税 となります。 (実質的な自己負担 20,400円)		

◎3万円寄附した場合

控除額の内訳	控 除 額	
所得税	$(3\text{万円}-2\text{千円}) \times 10\%$	= 2,800円 ①
住民税(基本控除)	$(3\text{万円}-2\text{千円}) \times \text{定率}1\text{割}$	= 2,800円 ②
住民税(特別控除) ※2	(A)： $(3\text{万円}-2\text{千円}) \times (90%- \text{所得税率}(10\%))$	= 22,400円 ③
	(B)：30万円 \times 定率2割	= 60,000円
上記の控除額計(①+②+③) 28,000円が減税 となります。 (実質的な自己負担 2,000円)		

※1 子ども2人が15歳以上の場合の例です。

※2 特別控除については、(A)または(B)のどちらか小さいほうが特別控除となります。